

「習志野市心が通うまちづくり条例」を推進するために 市民を対象とした体験型講座実施企画

1. 趣旨

平成 28 年 4 月に通称「習志野市心が通うまちづくり条例」が施行されました。本条例は障がいの有無にかかわらず、すべての市民が互いに尊重し、支えあいながら生きる社会を実現することを目指しています。

障がいのある人の情報やコミュニケーションを保障し、全ての市民が支えあうまちづくりを促進するため、市民等を対象として、障がい及び障がいの特性を理解することを目的に開催しています。

2. 講座内容

「障がいのある人を理解しよう」をテーマとして、市民が障がいのある人の生活のしづらさを体験及び意見交換をして、障がいや障がいのある方について理解する講座です。

| | |
|---------------------------------|---|
| 自閉スペクトラム症 ^{※1} の方を理解する | |
| 講義 | 「自閉スペクトラム症の視覚世界を体験 ～なぜ対人コミュニケーションが難しいのかを考える～」 |
| 体験 | ASD視覚体験シミュレータ体験 (自閉スペクトラム症の特異な知覚世界を体験することの出来る、 ヘッドマウントディスプレイ型知覚体験シミュレータによる体験) |
| 講師 | 情報通信研究機構 主任研究員 <small>ながい ゆきえ</small> 長井 志江 氏 |
| 日時 | 平成 31 年 1 月 27 日(日) 13:00～15:30 |
| 場所 | 市役所GF大会議室 (習志野市鷺沼 2-1-1) |
| 対象者 | 市民及び在勤・在学者 |
| 定員 | 80 名(先着順) |
| 申込み | 12 月 1 日(土)～1 月 11 日(金) |

※1 自閉スペクトラム症 (または、自閉症スペクトラム障害)

かつて自閉症やアスペルガー症候群、特定不能の広汎性発達障がいなどと呼ばれてきた、自閉症の特性を示す一群の発達障がいを、連続体の一要素として捉えたもの。診断基準としては、対人関係の形成が難しい「社会性の障がい」、ことばの発達に遅れがある「言語コミュニケーションの障がい」、想像力や柔軟性が乏しく変化を嫌う「想像力の障がい」の三つが挙げられる。